

富山県済生会
幼保連携型認定こども園
なでしこ保育園

1 保 育 園 規 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 幼保連携型認定こども園なでしこ保育園（以下「本園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園なでしこ保育園と称する。

(所在地)

第3条 本園は、富山市牛島新町7の3に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 本園に次の職員を置く。職員定数は、国の職員配置基準を下回らない人数とする。

(1) 園長 (2) 副園長 (3) 事務長 (4) 主幹保育教諭 (5) 副主幹保育教諭 (6) 指導保育教諭 (7) 保育教諭 (8) 助保育教諭 (9) 看護師 (10) 栄養士 (11) 事務員 (12) 調理員 (13) 用務員 (14) 指導員 (15) 園医 (16) 園歯科医 (17) 園薬剤師 (18) 専門リーダー (19) 実務リーダー

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 主幹保育教諭、副主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び助保育教諭（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条に定める者であることを要する。

(職務)

第6条 各職員の職務については、別に定める。

(職員の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑かつ適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は、常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき帳簿及び保存年限は別に定める。

第4章 利 用 定 員

(利用定員)

第11条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次のとおり定める。

- | | |
|---|-----|
| (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） | 9名 |
| (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。） | 81名 |
| (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども | 52名 |
| (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども | 17名 |

第5章 入園及び退園

(入園資格)

第12条 本園に入園できる者は、小学校就学前で満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

(退園)

第13条 次に該当したときは、退園させることができる。

- (1) 児童福祉法第24条による事由が解消したとき
- (2) その他市と協議のうえ適当と認められたとき

第6章 入園児童の処遇

(平等の原則)

第14条 本園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を

負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(費用)

第 15 条 保育料は、富山市の定めた額とする。

ただし、延長保育料及び教育・保育に要した実費については、園長が定めた額とする。

(教育・保育時間)

第 16 条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11 時間)

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない事由により保育が必要な場合は、22時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8 時間)

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、または16時30分から22時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(3) 教育標準時間 (6 時間)

9時から15時までを標準とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により、一時的に保護が必要な子どもに対して、7時から22時までの範囲内で、一時的に保育を実施する。

(登降園)

第 17 条 登降園については、保護者が付添うものとする。

(教育・保育内容)

第 18 条 教育・保育内容については、児童の年齢、発達に応じてこれをわけ、本園の教育・保育方針、教育・保育目標に基づく指導計画により、教育・保育を実施する。

(日課及び年間行事)

第 19 条 日課及び年間行事については、別に定める。

(休日)

第 20 条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 (日曜日と重なったときは翌日)

(3) 12月29日より1月3日まで

(4) その他、園長が必要と認めた臨時の休日

(欠席)

第 21 条 児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出ること。

(休園)

第 22 条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めるときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第 23 条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、教育・保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第 24 条 園長、看護師及び担任の保育教諭は、常に入園児童の健康に留意するとともに、年 2 回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 25 条 園長は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月 1 回在園児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 その他

(その他)

第 26 条 この規則に定める事項のほか、本園の運営に関し必要な事項は、園長が別に定める。

(附則)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 前富山県済生会なでしこ保育園規則（昭和 55 年 4 月施行）は、廃止する。

(附則)

この改正規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正規則は、平成 29 年 11 月 2 日から施行し、第 4 条第 1 項の規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この改正規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。